

乃至六のうである。

「突の事取を要求」了証跡を以て六の十一日より罷業を以て一層前下を變遷」云々の理由の爲業員一同を不願し了証跡營業不繼を懸由り了証業主は六月十日業員に「餘程の

此、争議發生原因

八、争議解決年月日 同 六月二十五日

九、争議發生年月日 御時八争六月十一日

六、争議参加人員 全員

五、業員数 六名

四、資本金 二萬圓

三、事業内容 一家酒蔵の爲る自働車運寄張業

二、住所 西 山 街 長 (附人強善)

一、経営主 齋藤翁藏寺開業合自働車業員後継業

齋藤翁藏寺開業合自働車業員後継業

法人 齋藤會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

### 十、要求事項

- 1、一割値下を五分減に止むること
- 2、現在營業主方に強制的に止宿せしめられてゐるのを従業員の自由意思に任ずること

### 十一、争議の経過

事業主は従業員の要求を拒絶し其の罷業に對して直ちに臨時運轉手三名雇入れ營業を繼續し強硬態度に出たので、従業員側には在りては十二日後藤寺警察署を訪問し、給料一割の引下を承認し、従業員の外泊を自由とし一人の宿直を置くことの條件にて調停方を申出たを以つて、警察は事業主の意圖を徹したるところ断然拒絶し來つたので、従業員は同日更に事業主を訪問し給料の支拂、解雇手當並に積立金の元利支拂等を要求したるも拒絶された。

越へて十三日従業員側は飯塚警察署に出頭し